

## 建築物エネルギー消費性能適合性判定等に係る手数料(令和元年10月1日～)

### 1 判定手数料(法12Ⅰ関係)

#### 【対象】

新築の場合…非住宅部分の床面積(開放部分を除く。)\*<sup>1</sup>が2,000㎡以上

増改築の場合…以下の(1)から(3)までのすべてに該当するもの

- (1) 増改築後の非住宅部分の床面積(開放部分を除く。)が2,000㎡以上
- (2) 増改築部分の非住宅部分の床面積(開放部分を除く。)が300㎡以上
- (3) 特定増改築\*<sup>2</sup>に該当しない

#### 【手数料額】

非住宅部分の床面積* <sup>3</sup>	評価方法	
	モデル建物法* <sup>4</sup>	左記以外
2,000㎡以上～5,000㎡以下	264,180円	587,520円
5,000㎡超～10,000㎡以下	345,780円	724,200円
10,000㎡超～25,000㎡以下	415,140円	855,780円
25,000㎡超～50,000㎡以下	486,540円	976,140円
50,000㎡超～	630,360円	1,216,860円

\*<sup>1</sup> 令4条第1項に規定する床面積をいいます。

\*<sup>2</sup> 法附則第3条に規定する特定増改築(法の一部施行日(平成29年4月1日)前に新築された建築物の増改築で、かつ、「増改築部分の床面積」 $\leq$   $1/2 \times$  「増改築後の床面積」を満たす増改築)をいいます。

\*<sup>3</sup> 法第11条第1項に規定する非住宅部分の床面積をいい、開放部分を含みます。

\*<sup>4</sup> 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令(平成28年経済産業省・国土交通省令第1号)第1条第1項第1号ロに定める基準による省エネルギー性能の評価をいいます。

### 2 変更判定手数料(法12Ⅱ関係)

#### 【手数料額】

変更に係る部分の床面積 $\times$ 1/2 +増築部分の床面積	評価方法	
	モデル建物法*	左記以外
0㎡超～300㎡以下	97,920円	255,000円
300㎡超～2,000㎡以下	163,200円	412,080円
2,000㎡超～5,000㎡以下	264,180円	587,520円
5,000㎡超～10,000㎡以下	345,780円	724,200円
10,000㎡超～25,000㎡以下	415,140円	855,780円
25,000㎡超～50,000㎡以下	486,540円	976,140円
50,000㎡超～	630,360円	1,216,860円

\* 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令(平成28年経済産業省・国土交通省令第1号)第1条第1項第1号ロに定める基準による省エネルギー性能の評価をいいます。

### 3 軽微変更該当証明書交付手数料(規則11関係)

【手数料額】 上記2に同じ